

## 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

## 1 概要

公苑占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年度に占用料の改定を行っている。この度、令和3年の評価替えを踏まえ、令和4年4月に占用料の改定を行うものである。

## 2 文京区立本郷給水所公苑条例新旧対照表

別表（第八条関係）

公苑の占用料

\_\_\_\_\_は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額	
		新	旧
公衆電話所	1箇所 1月	<u>1,688円</u>	<u>1,407円</u>
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	<u>2,346円</u>	<u>1,955円</u>
ロケーション	1回（1時間以内）	<u>20,700円</u>	<u>17,250円</u>
その他の占用	1平方メートル 1日	<u>55円</u>	<u>46円</u>